

令和7年8月29日

三木市議会
議長 大 眉 均 様

総務文教常任委員会
委員長 古 田 寛 明

行政視察報告書

下記のとおり委員会行政視察を実施いたしましたので、会議規則第107条の規定により報告します。

記

1 参加者

古田寛明（委員長）、川端敦子（副委員長）、大眉均、西垣弘志、松原久美子、大西秀樹、堀元子、泉雄太 計8名

2 視察内容等

日 時		場 所	内容及び対応者
8月6日	13:30 ～15:00	愛知県 新城市	<u>廃校施設利活用について</u> (対応者) 総務部資産管理課 課長 野澤 尚史 副課長兼資産管理係長 竹下 圭一 作手総合支所 支所長 加藤 宏信 作手総合支所地域課 課長兼作手診療所事務長 河合 秀樹 新城市議会 議長 長田 共永 総務経済委員会委員長 竹下 修平 議会事務局議事調査課 主任 松井 康浩

8月7日	9:30 ～11:00	静岡県 掛川市	<u>部活動の地域展開について</u> (対応者) 教育委員会教育部教育政策課 主幹兼教育政策係長 榛葉 博光 指導主事 大原 基彰 指導主事 天野 誠 掛川市議会 文教厚生委員会委員長 石川 紀子 議会事務局庶務係 主事 平川 陽 事務員 遠山 美咲
	13:30 ～15:00	静岡県 焼津市	<u>部活動の地域展開について</u> (対応者) 教育委員会教育部学校教育課 指導主事 知野 匡伸 ディレクター 森 恵一 議会事務局庶務課 次長兼庶務課長 片瀬 能彰 主任主査 平岡 慎也

3 事前質問

(1) 廃校施設利活用について（新城市）

ア 利活用時の地域住民からの要望等について

(ア) 利活用に関する要望等があったのでしょうか。

(イ) 利活用の計画を作成する際、住民説明会や意見交換会はしましたか。

イ 補助金等について

(ア) 市から事業者へ補助はされていますか。あれば内容をご教示ください。

(イ) 国や県の補助金(みんなの廃校プロジェクト)を活用されていますか。

ウ 既に活用している旧門谷小学校、旧黄柳野小学校、旧菅守小学校について

(ア) 行政からのサポートはどのようにしていますか。

(イ) 利用料、利用実態はどうでしょうか。

(ウ) 運営する協議会への補助金などはありますか。

エ その他

(ア) 地域住民の施設の利用状況をご教示ください。

- (イ) 利活用されているグラウンド及び体育館以外の施設の活用状況をご教示ください。
 - (ウ) 民間活用は賃貸か、売却でしょうか。それぞれあればその理由をご教示ください。
 - (エ) 若者会議はどこまで決定権があるものでしょうか。
 - (オ) 廃校利用条例を定めておられますが、民間に売却した施設には適用されるのでしょうか。
 - (カ) 「新城市公共施設等の利活用に関する民間提案制度運用指針」を策定されているが、その運用状況をご教示ください。
 - (キ) 廃校利活用を成功させるポイントや課題、または企業とのミスマッチを防ぐ方法はありますか。
 - (ク) 廃校体育施設開放について
 - a 開放することになった経緯をご教示ください。
 - b 管理体制（貸出事務、施設の維持）はどのようにされていますか。
- (2) 部活動の地域展開について（掛川市）
- ア 計画作成のスケジュールについて
 - (ア) 貴市は地域移行への取り組みを早い時期からされていますが、当初の計画から現在までのスケジュールをご教示ください。
 - イ 推進体制（教育委員会内）について
 - (ア) 専門の室の設置や担当者（コーディネーター等）を配置されていますか。配置している場合は、何名ですか。
 - ウ 運営団体・実施主体について
 - (ア) 運営されている団体（例：スポーツ協会、文化団体、民間団体）は具体的にどのような団体がありますか。
 - エ 参加費用等について
 - (ア) 保護者の負担額はいくらですか。
 - (イ) 会費制とする際に、保護者からは反発や意見はありましたか。
 - (ウ) 市から補助金等は支援されていますか。
 - オ 生徒の移動手段について
 - (ア) クラブ活動の際、生徒の移動手段はどのようにされていますか。
 - カ 生徒への影響について
 - (ア) 地域移行をしたことにより、既に部活動をしていた生徒への影響や混乱などはあると予想されますか。または既にありましたか。（例：指導者、練習量、練習環境の違いなどの戸惑い）

キ 学校施設の活用について

- (ア) 無料で貸し出しをされていますか。
- (イ) 土日祝の施設管理はどうされているのでしょうか。

ク クラブ活用時の生徒の安全確保について

- (ア) どのような体制整備ですか。
- (イ) 問題が発生した際の責任の所在や通報体制はどのように決められていますか。

ケ その他

- (ア) 「掛川文化クラブ」のように、文化系クラブの基盤づくりに特化した事例がありましたが、文化部の立ち上げで工夫された点はありますか。
- (イ) 「公認地域クラブ」とは先行的にされている地域クラブのことをさすことでしょうか。令和8年度夏からスタートされる「地域クラブ」との違いはありますか。
- (ウ) 企業協賛の仕組みについて具体的にご教示ください。また企業側のメリットはありますか。
- (エ) 農業を扱う地域クラブがあるとお聞きしました。地域活動も視野に入れられているようですが、今後の展望などあればご教示ください。

(3) 部活動地域展開について（焼津市）

ア 地域移行への計画について

- (ア) 地域移行を令和4年から計画的に開始されていますが、その方向性(多くの種目の段階的な移行)の決め方、また方向性を決める際に一番の要素となった点はありますか。

イ 推進体制（教育委員会内）について

- (ア) 専門の室の設置や担当者（コーディネーター等）を配置されていますか。配置している場合は、何名ですか。

ウ 運営団体・実施主体について

- (ア) 運営されている団体（例：スポーツ協会、文化団体、民間団体）は具体的にどのような団体がありますか。

エ 参加費用等について

- (ア) 保護者の負担額はいくらですか。
- (イ) 会費制とする際に、保護者からは反発や意見はありましたか。
- (ウ) 市から補助金等は支援されていますか。
- (エ) 活動費の中に指導料をとっているクラブがあるが、取る取らないや指導料の割合などはすべてクラブ側が決められているのでしょうか。

オ 生徒の移動手段について

(ア) クラブ活動の際、生徒の移動手段はどのようにされていますか。

カ 生徒への影響について

(ア) 地域移行をしたことにより、既に部活動をしていた生徒への影響や混乱などはあると予想されますか。または既にありましたか。(例：指導者、練習量、練習環境の違いなどの戸惑い)

キ 学校施設の活用について

(ア) 無料で貸し出しをされていますか。

(イ) 土日祝の施設管理はどうされているのでしょうか。

ク クラブ活用時の生徒の安全確保について

(ア) どのような体制整備ですか。

(イ) 問題が発生した際の責任の所在や通報体制はどのように決められていますか。

ケ その他

(ア) 相撲や海洋スポーツなど地域性の強い部活動がありますが、地域クラブに移行する際に工夫や課題などはありましたか。

(イ) 合同での地域クラブを運営される際のルールや管理体制はどうされていますか。

4 所感

(1) 廃校施設利活用について（新城市）

新城市では、廃校となった施設の有効活用を推進しており、民間事業者からの提案を募る「民間提案制度」によって事業者を誘致するという施策を進めている。「民間提案制度」に期待する効果は、主に2点挙げられる。1点目は、民間ノウハウやアイデアを生かし、地元、行政と協議することにより、地域課題の解決や市民の生活の質の向上に寄与できる点、2点目は、市の財政負担を軽減できる点である。

現状、新城市の中でも過疎化が進む地域での取組ということで、新城市は賃料無料の使用貸借契約で施設の利用を認め、施設の修繕費等は負担せず、施設が使える間は使ってもらおうという形で進めている。使用していない公共施設であっても、年間に100万円ほどの管理費がかかるため、民間に利用してもらおうことで維持管理費の軽減に繋がるという事であった。

また、他の事業として、新城市内では公共の体育館施設が不足しているため、廃校となった6小学校の体育館施設を活用し、市民の健康及び体力の保持増進を図るための条例を制定している。廃校となった体育館施設をスポーツ開

放運営委員会を通じて、継続した廃校施設利用を進めているが、体育館施設の維持管理のための予算は、安全性を保つためにも十分に確保していく必要があると考える。

今後三木市においても、廃校が増える事が考えられる。そのため、新城市の「民間提案制度」や廃校体育館施設利用も参考にし、柔軟に活用方法を検討する必要があると感じた。

(2) 部活動の地域展開について（掛川市）

掛川市は、令和8年度に部活動を廃止し、「かけがわ地域クラブ」の活動を開始することを目指している。早くから部活動の地域展開に取り組み、令和3年度にスポーツ庁・文化庁の実践研究に手を挙げ、一部の部活動の地域クラブ展開や地域団体との連携などをしてきた先進地である。

現在、先行実施中の公認地域クラブが49クラブあり、小、中学生などを合わせ1,000人以上が所属している。

また、放課後の居場所づくりの場となっているクラブもあり、スポーツだけではなく文化、農業といった多様なクラブ活動があることで、子どもたちの選択肢の幅を広げている。

さらに、中学校にサッカー部がない地域において、中学生にサッカーができる環境をつくるということと、子どもたちの取り組みたい上位種目がサッカーという事を踏まえ先行的に創設されたサッカーの地域クラブでは、地元民間企業の協賛で企業ロゴの入ったクラブユニフォームを揃えて活動をしているとのことであり、そのような取組は非常に参考になると感じた。

地域クラブ活動における保護者費用負担の面では、多くの地域クラブはスポーツ系が月額8,000円、文化系が月額4,000円の設定をしているところ、掛川市では価格や活動日数、考え方などを記した上で毎年アンケートを行っているため、保護者から大きな反対の声はないということであった。

掛川市では就学援助で活動費を補助することを検討中であり、国が示す予定の受益者負担の考えを参考にされるとのことであったので、三木市も今後注視する必要があると感じた。

地域クラブ活動の課題としては、受益者負担の件も課題であるが、練習場所等への移動も課題であり、掛川市では保護者の送迎に頼る部分があるとのことであった。三木市においても送迎や移動手段等が課題の一つと考えられる。

地域クラブを通じて、子どもたちが地域に愛着を持つ。そして、教員の働き方改革により教員が生徒の指導に注力できるようになり、それが子どもた

ちのためになるということ。また、地域クラブ活動を通してリーダーシップやコミュニケーション能力が養われることで子どもたちにとってよりいい未来がくるための部活動の地域展開に努める必要があると感じる。

(3) 部活動の地域展開について（焼津市）

焼津市は、令和4年度から計画的に部活動の地域展開を推進している。まずは個人種目から立ち上げ、その後団体種目を立ち上げるという計画をしており、令和10年度における学校部活動から地域クラブへの完全移行を目指している。

現在、既に34の地域クラブが立ち上がり、651人の子どもたちが参加している。指導者の登録数は164名で、うち35名は教員が兼業届を提出して指導者を担っている。

地域クラブを生徒やその保護者に理解してもらうため、小学校4年生の時期から保護者に向けたチラシ配布や説明会を行い、早期の取組をされている。

焼津市では、保護者の負担金は0円～5,000円であり、平均は2,700円である。保護者からは「学校の部活動ではお金は取らないのに、地域移行するとお金を取るのか」という意見があるとのことだった。保護者へ丁寧な説明を繰り返し行い、持続可能な地域クラブ運営に必要なものとして理解をいただく必要があると感じた。経済的に厳しい家庭への支援等については、今後の課題という説明があり、三木市においても家庭の経済的事情から地域クラブへの参加をあきらめる事がないような取組を検討する必要があると考える。

焼津市の地域クラブの特徴として、市内の高校と連携した地域クラブがある。港で高校の教員らと海洋体験をする海洋クラブや、高校が所有しているトランポリンを利用したクラブもある。このような地域の特色のあるクラブ活動ができれば、生徒の地域愛の醸成にも繋がるため、三木市においても参考になると感じた。